いじめの問題の指導に関する学校点検

		1	2	3	4
No	点検項目	十分行っ ている	ある程度 行って いる	あまり行 っていな い	行って いない
1	本校では、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一 致協力体制を確立して実践にあたっている。	1	2	3	4
2	本校では、いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、職員間の共通理解を図っている。	1	2	3	4
3	本校では、いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を 隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。	1	2	3	4
4	本校では、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導などの充実に努めている。	1	2	3	4
5	本校では、「いじめは人間として許さない」との強い認識に立って指導 にあたっている。	1	2	3	4
6	本校では、学校全体として、校長をはじめ各教員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うように努めている。	1	2	3	4
7	本校では、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめ を助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	1	2	3	4
8	本校では、いじめを行う生徒に対しては、特別指導の他、警察との連携 による措置を含め、毅然とした対応を行うことにしている。	1	2	3	4
9	本校では、いじめられる生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、 いじめから守り通すための対応をしている。	1	2	3	4
10	本校では、いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教 諭など学校内の専門家との連携に努めている。	1	2	3	4
11	本校では、いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応をしている。	1	2	3	4
12	本校では、いじめの解決のため、県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、総合教育センター、法務局、警察等の関係機関と連携協力を行っている。	1	2	3	4
13	本校では、生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような 教育相談の体制が校内に整備されている。	1	2	3	4
14	本校では、学校における教育相談について、保護者も十分理解され、保 護者の悩みに応えることができる体制になっている。	1	2	3	4
15	本校では、教育相談の実施にあたっては、必要に応じて総合教育センターなどの専門機関との連携が図られている。	1	2	3	4
16	本校では、総合教育センター、24時間いじめ相談ダイヤル、法務局等学校以外の相談窓口について周知や広報の徹底が行われている。	1	2	3	4
17	本校では、生徒の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき 適切に取り扱われている。	1	2	3	4
18	本校では、学校いじめ防止基本方針などいじめの対処方針や指導計画などを公表し、保護者や地域住民の理解を得ようと努力している。	1	2	3	4
19	本校では、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、 一致協力してその解決にあたっている。	1	2	3	4
20	本校では、PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ関係について協議をする機会を設け、いじめ防止等に向けて地域ぐるみの対策を進めている。	1	2	3	4